

2022 年度事業計画

自 2022 年 2 月 1 日～至 2023 年 1 月 31 日

2022 年度事業計画について

I. 環境の変化とその対応について

2019 年末に中国は武漢で発生した「新型コロナウイルス感染症」は、わが国でも 2020 年 1 月 16 日に第 1 例目が確認され、ほぼ 2 年が経過しました。2020 年 4 月には初めての特措法に基づく緊急事態宣言が発出され、一旦は落ち着きを取り戻したかに見えましたが、2020 年 11 月頃よりいわゆる第 3 波と呼ばれる感染拡大期を迎え、結局 2021 年 1 月には再度 11 の都府県に緊急事態宣言が発出されました。

これまでも少子高齢化による労働人口の減少や、女性や高齢者、外国人材の労働参入という流れがある一方、厚生労働省が掲げるワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方改革という流れがありました。そこに新型コロナウイルス感染症の拡大によりリモートワークやテレワークといった新たな働き方が推奨され、労働環境は大きな変換期にあると言えます。

当協会はこれらの環境変化に柔軟に対応するとともに、リワークプログラムを通じて社会の発展に貢献して参ります。

II. 3 カ年計画(2021 年～2023 年)重点施策

1. 社会的課題へ取り組むための啓発活動
2. リワークプログラムの更なる質の向上
3. 関連諸機関との連携
4. 会員施設及び会員数の拡大
5. 経済的評価獲得への取り組み

III. 2022 年度事業計画

1. 社会的課題へ取り組むための啓発活動
 - ① リワークプログラムを通じて勤労者の復職支援・再就職の予防支援を進めることで生活困窮者となる失職者を発生させないようにする。
 - ② リワークプログラムを通じて社会の求めている働き方を実現出来るように働きかける。そのための情報発信を行う。
 - ③ ホームページ等を活用した情報発信
 - ④ パンフレット、ポスター等の普及・啓発用ツールの作成
 - ⑤ 各地における講演会や講習会の開催
 - ⑥ 市民公開講座の開設

2. リワークプログラムの更なる質の向上
 - ① 認定制度の推進
 - (ア) 個人に対するスタッフ認定制度(従来の研修会をベースに認定に必要な単位として実習とレポート課題を設定)
 - (イ) リワーク施設に対する施設認定制度
 - ② 教育研修の充実
 - (ア) これまで対面形式で開催してきた医療従事者向け研修会を、感染症拡大防止の観点から Web での開催とし、基礎コース年度で4回・専門コースは3回開催する事により教育の機会を準備する。
 - (イ) 個人資格制度につながる実習やレポート課題の実施
 - ③ リワークに関する調査研究
 - (ア) リワークプログラムの発展・充実に寄与する調査・研究を奨励する目的として表彰を設定
3. 関連諸機関との連携
 - ① リワークプログラムにおける適切な連携に関するツール開発と情報提供
 - ② 講演会等による人事労務担当者・産業医・産業保健スタッフ・医療機関スタッフへの情報提供
4. 会員施設及び会員数の拡大
 - ① リワークプログラムを実施している非会員医療機関に対する入会の働きかけ
 - ② 魅力ある組織づくり
 - ③ 会員に対する優遇措置の開発
5. 経済的評価獲得への取り組み
 - ① 診療報酬改定時に向けたリワークプログラムに対する加算への働きかけ
 - ② 労災保険や健康保険などの診療報酬以外の財源に対する働きかけ

以上